

新型コロナウイルスワクチン接種（職域接種促進）支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種（職域接種促進）支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）において職域での新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「職域接種」という。）を行うことで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの効果的・効率的な接種を進めることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

令和4年4月1日医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等が指定した場所に出張して実施する職域接種の取組

（交付額の算定方法）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次により計算された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

3 補助金の申請は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をしようとする者は、第2項で指定する期日までに知事に提出するものとする。なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

4 規則第3条第2項の申請書に添付する書類は、下記のとおりとする。

- (1) 概算額で申請を行う場合
事業実施計画書（別記第1号様式）
- (2) 精算額で申請を行う場合
事業実績報告書（別記第2号様式）
事業等の成果及び収支の状況が分かる資料等

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から31日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 事業者は、規則第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、規則第4条により決定した金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)に補助金交付申請書の写し、交付決定通知書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(報告及び検査)

第10条 知事は必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式により交付決定の翌年度8月末日までに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付の決定の取消等)

第12条 知事は、事業者が規則第14条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金について不正の行為があったとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月24日から施行し、令和3年6月1日に遡及して適用する。

この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和4年2月2日に遡及して適用する。

この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。

この要綱は、令和4年10月19日から施行し、令和4年10月1日に遡及して適用する。

別表 1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>1 令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種</p> <p>(1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種のうち、中小企業が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業が指定した場所に出張して実施するもの</p> <p>(2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもののうち、大学等が接種を委託した外部の医療機関が、大学等が指定した場所に出張して実施する職域接種</p>	1,000 円×知事が認められた接種回数	接種会場の設置、運営に係る実費相当額（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	10/10
<p>2 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種</p> <p>(1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種のうち、中小企業が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業が指定した場所に出張して実施するもの</p> <p>(2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもののうち、大学等が接種を委託した外部の医療機関が、大学等が指定した場所に出張して実施する職域接種</p>	1,500 円×知事が認められた接種回数	接種会場の設置、運営に係る実費相当額（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	10/10